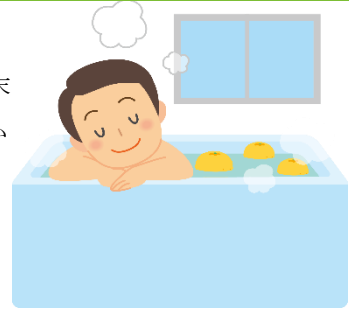




いよいよ今月で、2021年が終わります。今年は、どのような1年でしたでしょうか？わたしは昨年入っていたはずのズボンが入らなくなり、家ごもりの影響を肌で感じた1年でした。年末年始は、12/28(火)～1/5(水)まで、冬期休業とさせていただきます。休暇中にご不便をおかけしますが、何卒よろしく願いいたします。あたたかくしてよい年をお迎えください。



## 1. 下請振興法



### ●しわ寄せ防止キャンペーン月間

～STOT！しわ寄せ～

→11月は、大企業、親事業者の長時間労働の削減等といった働き方改革のあおりを受けて下請事業者が無理な負担を強いられることのないよう、しわ寄せ防止のキャンペーン月間とされています。

#### ■他社との取引の際、注意すること

- ・週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
- ・発注内容の頻繁な変更を抑制すること
- ・発注の平準化、発注内容の明確化、その他の発注方法の改善を図ること

#### ■親事業者と下請事業者の望ましい取引関係

- ・親事業者と下請事業者と共に、働き方改革に取り組む  
→やむを得ず短納期発注や急な仕様変更を行う場合、残業代等適正なコストは親事業者が負担
  - ・発注内容は明確に  
→発注内容を変更する際、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること
  - ・対価へ労務費（最低賃金等）上昇の反映を  
→親事業者は要請があった場合は協議をすること
- 協力してお互いが無理のない労働環境を実現させましょう。

## 2. 労働時間

### ●医師、看護師等の宿日直許可基準

～令和元年7月1日基発0701第8号～

→医師や看護師等の宿日直の許可基準について、通達が変更されました。細かな具体例が明示されました。

#### 【宿日直の許可基準】(おもな変更点)

以下の条件を満たして、かつ十分な睡眠(宿直)がとれること

- 通常の勤務から完全に解放された後のものである
- 宿日直中の業務は、一般の宿日直業務以外には特殊の措置を必要としない軽度または短時間の業務に限ること。例えば以下のような業務が該当↓

- ・医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等(軽度の処置を含む。以下同様。)や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- ・医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間において、少数の軽症の外来患者やかかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や看護師等に対する指示、確認を行うこと

c) a) b) 以外に、一般の宿日直の許可条件を満たしている

- 病院・診療所の職種、時間帯等ごとの許可も可能です。
- R6.4からは、医師についても36協定の上限規制が適用されます。時間管理について、対応が必要になってきます。

## 今月のピックアップ



### ●雇用調整助成金、特例措置を段階的に縮小！～R4.1から～

1日の上限額について、中小・大企業ともにR4.1～2は11,000円(現13,500円)に、R4.3～は9,000円に縮小。助成率、地域特例・業況特例についてはこれまで通りの予定です。

### ●新型コロナウイルス関連の労災、保険料増額なし！～R4年度分～

メリット制が適用されている場合、たくさん労災を使うと原則保険率がアップします。反面新型コロナウイルスの感染防止は難しく、使っても労災保険率等には反映させない形になりました。

### お問い合わせ先

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

